



期間
限定

佐久市運輸事業者 原油価格高騰対策支援金

令和6年4月19日現在

社会情勢に起因する原油価格等の高騰により
事業経営に大きな影響を受けている運輸事業者
を支援するため、支援金を交付します。

受付期間

令和6年 5 月 15 日（水）～令和6年 8 月 9 日（金）

対象事業者

市内に営業所住所または事業者住所を置き、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営んでいること

対象車両

対象事業者が使用権原を有する車両（リース含む）のうち、
市内営業所等に配置された車両

※ 法人又は個人事業主住所が市外にあっても、営業所等住所が佐久市内にあり、車両が配置されている場合は対象となります。
※ 法人又は個人事業主住所が市内にあっても、営業所等住所が佐久市外にあり、車両が市外営業所等に配置されている場合は
対象外となります。



給付額

一般貨物自動車	最大積載量	1台あたり給付金額
	5トン以上	22,000円
	4トン以上5トン未満	12,500円
	4トン未満	9,500円
軽自動車		5,000円

申請書類

- (1) 佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 佐久市運輸事業者原油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧（様式第2号）
- (3) 様式第2号に記載された全ての車両の車検証の写し
- (4) 運輸事業を営むにあたり、当該事業に係る北陸信越運輸局長の許可書又は更新許可書、
北陸信越運輸局長野運輸支局長への許可申請書その他これらに準ずるものとして市長が認める
書類のいずれかの写し
- (5) 申請時において事業を行っていることがわかる書類（直近1か月の帳簿書類の写し等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



申請書
提出先

385-8501 佐久市中込 3056 番地
佐久市役所 経済部 商工振興課
電話 0267-62-3265
e-mail syoko@city.saku.nagano.jp

様式ダウンロード等は
こちら

まちづくり・産業>商工業>
各種補助金等

